

サウジアラビアの新商事関連法閣議決定ほか

2012年7月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Herbert Smith Freehills LLP Dubaiより提供を受けた「中東エクスチェンジ・ニューズレター2012年7月号」に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりにであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびHerbert Smith Freehills LLP Dubaiがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：Info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai

Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



HERBERT
SMITH
FREEHILLS

サウジアラビア－閣僚会議が一連の新しい法律を承認

サウジアラビア王国の閣僚会議は、いくつかの新たな商事関連法を承認した。

新仲裁法は、6月8日に官報で公布され、30日後に施行された。以下では、2012年のサウジ法における主な変更点の一部について取り上げる。

さらに、7月2日には、主に同王国における不動産・動産金融に関連する、次の五つの法律が承認された。

- ・ 待望の不動産抵当法（これについても以下で重点的に取り上げる）
- ・ ファイナンス・リース（土地およびその他資産のリース）に関する法
- ・ 銀行による不動産金融に関する法
- ・ 金融会社の監督および規制に関する法（免許を受けた金融会社・不動産金融会社の義務を定めたもの）
- ・ 設定および実行に関する法（抵当権実行手続きをはじめ、その他新法の裁判上の実施を実現するため）

これらの法律は2012年7月1日に官報で公布され、公布から90日後に施行される予定となっている。

2012年仲裁法

新仲裁法は、1983年からの従前のサウジアラビアの仲裁法に取って代わるものである。

1983年仲裁法は、サウジアラビア王国を仲裁地として仲裁手続きを開始する際の大きな障害となっていた。とりわけ、同法に基づいた国の裁判所による仲裁手続きへの過度な介入は、仲裁を紛争解決の手段として使用することにつき、サウジの一部の法律実務家の間で抵抗を生むこととなった。1983年法は、裁判所に、サウジのルールの下で行われるすべての仲裁において監督機関としての役割を果たすことを義務付けていた。これは、紛争を仲裁によって解決することのメリットと考えられている点の一部に反するものであり、とりわけ、現地の裁判所を通じた監督裁判官の関与により手続きの公開性が高まることが問題視されていた。

2012年仲裁法は、裁判所による監督という要素を取り除き、同王国における仲裁手続きを中東の他の国々のものに近づけている。もっとも、新法においてもサウジの裁判所には果たすべき役割がある。該当する裁判所は、リヤドに所在する苦情処理庁である。同裁判所は、とりわけ、どちらかの当事者から申立てがあった場合、一定の取消事由が認められれば、仲裁判断を無効とすることができる。また、自らの判断のみに基づいて、仲裁判断にシャリーア法、サウジアラビア法もしくは当事者間の合意に反する事項が含まれているか、または紛争自体が仲裁によって解決できるものではないという理由により、仲裁判断を無効とすることができる。仲裁判断の執行を義務付けられているのも、同裁判所である。繰り返しになるが、同裁判所が仲裁判断にサウジ法やシャリーア

法に反する事項が含まれていると認めた場合には、その執行を拒否することができる。同裁判所が、シャリーア法の原則に従うものではないことを理由に、仲裁判断を無効にし、あるいは、執行を拒否する権限は、幅広い解釈が可能であり、予測を立てるのは困難である。

2012年法におけるその他の重要な規定は、以下のとおり。

- **仲裁人の資格**—仲裁人は男性であり、イスラム教徒でなければならないという要件以外に、単独仲裁人（または仲裁人が2人以上の場合、仲裁廷の長）はシャリーア法または法律学を専攻した大卒者でなければならないという新たな定めが加えられた。これは、質を上げるという観点からは歓迎すべき動きであるが、国際的な標準と同じレベルで仲裁を行うことができる仲裁人候補者の数をさらに制限してしまう可能性がある。仲裁合意の当事者は、この要件を合意によって排除することができない。また、仲裁人は中立でなければならないという要件が新たに明文規定として加えられ、仲裁の過程において中立性に影響を及ぼすような事情は開示する、という継続的な義務が課せられるようになった。
- **外国語**—法改正により、当事者が合意すれば、すべての口頭または書面による主張の提出および仲裁判断そのものを含め、仲裁手続きをアラビア語以外の言語で行うことが可能となった。しかし、上記で紹介したとおり限られた役割を留保する苦情処理庁が、アラビア語による提出物しか受け取らない点には、注意が必要である。そのため、例えば仲裁判断を執行する場合には、これが認定翻訳者によってアラビア語に翻訳されなければならない。
- **手続きの明確さ**—2012年法には仲裁の進め方について、より詳細な規定が設けられている。とりわけ、仲裁人の選任において従うべき明確な手続き、（当事者による法の選択を第一の検討事項とした）仲裁廷が判断を下すまでに検討する事項に関する定義された基準、そして仲裁判断を無効とすることができる限られた一連の事由が盛り込まれた。法改正により、仲裁廷は、手続きが開始されてから12カ月以内または当事者が合意したその他の日付までに、判断を下さなければならないこととなった。仲裁廷は、一度に限り、この期限を6カ月間延長することができるが、当事者が合意すればさらなる期限の延長も可能である。これは、付託事項について合意した日付より90日以内という現行法の期間に比べ、より現実的な期限となっている。
- **政府機関は同意が必要**—新法においてもサウジの政府機関と仲裁に合意することに関しては、変更はない。法改正後でも通常は閣僚会議の長の同意が必要とされている。

2012年サウジ仲裁法は、サウジアラビアにおける紛争解決の近代化に向けた、歓迎すべき動きではある。しかし、現地法やシャリーア法との適合性を理由に現地の裁判所が仲裁判断に介入する可能性があり、仲裁人候補者の数が限られていることを考えると、サウジアラビアに拠点を置く紛争解決制度に合意する

際には、慎重な検討を要する。

不動産抵当法

不動産抵当法の成立には、10年以上の歳月が費やされた。サウジアラビアでは、住宅需要を満たすために、今後5年以内にかかなりの数の新しい住宅が必要となるであろうと一般的に考えられている。これら一連の立法措置は、需要を満たすために、そしてより多くの銀行融資を促すことを目的としている。

なお、王国の中央銀行であるサウジアラビア通貨庁（SAMA）は施行規則の準備を進めており、この抵当法もSAMAが施行規則を完成させてから90日以内に施行される、と報じられている。

近時の法的動向

不渡り小切手についての英国-UAE間の身柄引渡し

英国の裁判所では近時、UAE政府が、同国内で行われた行為につき、英国に居住する個人の引渡しを求める事件が2件審理され、第一審では同一の裁判官がこれらを担当し、控訴審は同時に行われた。両事件のいずれにおいても、金銭債務の担保として先日付のまたは日付の無い小切手を振り出すという、UAEでは日常的に行われている慣習が問題となった。

Government of the United Arab Emirates v Amanda Jane Allen 事件では、裁判所はAllen氏がUAEの不動産を目的とした不動産ローンの担保として現地の銀行宛てに振り出した小切手を理由に、同氏を引き渡すべきかについての判断を迫られた。この小切手は日付を欠き、融資全額を対象としていた。同銀行は、Allen氏が融資の返済につき債務不履行に陥った場合に、小切手に日付を付して（同銀行内のAllen氏の口座から支払いを受けるために）これを呈示する権利を有していた。Allen氏は、融資申請の日付から、融資のための口座が開設される日付までの間に起きた経済状況の変更について、随時銀行に通知することを誓約した。ただし、極めて重要なことであるが、一度融資が実行された後は、融資額が返済されるまでの間いつでも個人の身上の変更について銀行に通知する、という誓約はしていなかったのである。

Allen氏は、融資について債務不履行となり、その後UAEを去って英国に向かった。銀行は、同氏の同銀行での口座からは小切手の支払いができないことを十分に知りながら、これを支払いのために呈示した。同氏は、アブダビ刑事裁判所で本人不出頭のまま、支払いのために十分な資金を有せずして小切手を振り出したことにつき、有罪判決を受けた。これは、以下を対象とする連邦刑法第401条により、罪を構成することになる。

悪意で、現存するもしくは引当可能な資金のないまま小切手を振出し、または小切手を振り出した後に小切手の額を決済ができなくなるように資金の一部もしくは全部を引き出し、または支払人に小切手につき支払いをしないよう命令し、または故意に小切手の支払いを妨げるような態

様により小切手を振出し もしくは署名した者。

小切手の額の支払いに用いることのできる資金がないことまたは小切手の振出しができないことを知りながら別の者に対して同小切手を交付もしくは裏書きした者には、同じ刑を科す。

同氏は、3年の禁固刑の判決を受けた。そこでUAE政府は、同氏が刑期を務めることができるよう、その身柄の引渡しを求めたのである。

裁判所の判断は、資金の裏付けのない小切手の振り出しが英国において刑事犯罪を構成するののか、の問題にかかっていた。これが引渡し命令発出のための要件の一つであるからである。UAE政府が、Allen氏の行為は英国における「表明による詐欺」を構成する、と主張したところ、第一審裁判所はAllen氏の行為は英国においては刑事犯罪には相当しない、と認定し、控訴審裁判所もこの認定を支持した。

裁判所がこのような判断を下した理由は、以下のとおり。

- UAE政府がAllen氏の行為を不正なものみなすのは、ビジネス実務の観点からして非現実的であった。融資期間は20年であり、このような長い期間においては、故意のほかにも多数の不履行の事由が発生し得るものである。
- また、Allen氏が、小切手を振り出すことにより、20年にわたる融資の期間中は、小切手の呈示があればいつでもこれにつき支払いができる旨を表明していた、と推定することにも合理性はない。そのような表明が可能であったのであれば、そもそも融資など必要はなかった。
- 表明は、現在または過去の状況の言明に関するものでなければならない。これは、個人の身上にかかる変更について随時通知する義務など、現状についての継続的な表明という形を取ることもできるが、本件においては、Allen氏は融資の日付以降、何らこのような表明を行っていなかった。

二つ目の事件にあたる、Government of the United Arab Emirates v Sheeraz Amir事件は、詐欺の容疑が問題となっていた。Sheeraz Amir氏は、同一のマンションを2人の別々の個人に対して売却することを約し、双方から手付金の支払いを受けた。一方の買主との関係では、同氏のマンションを売却する義務は、先日付小切手によって担保されていたが、これは後日不渡りとなった。英国の裁判所は、この事件においては詐欺的な不正行為の証拠があったとして、身柄引き渡しを認めた。ただし、裁判所は、小切手の不渡りの事実のみをもってしては、英国の詐欺法（UK Fraud Act）上の罪を構成しない旨を確認した。

これらの事件は、この罪の適用対象に地理的な限界があることを示すものであるため、現地の銀行は、先日付のまたは日付のない小切手が担保として有する価値について、再検討を迫られるであろう。融資の全期間にわたる、弁済能力についての保証があれば、債務不履行者の責任追及の一助となり、支払いに関する問題を未然に防ぐために情報を最新の状態に保つことにもなるであろう。個人に対しては、これらの事件は中東においてキャッシュフローと小切手によ

る支払いとのバランスを常に意識していなければならないことにつき、改めて注意を促すものである。

ドバイー破毀院が擬制解雇の概念を認める

ドバイ破毀院で審理された最近の事件では、雇用主が従業員に不利な形で雇用条件を変更したのために、従業員が退職を余儀なくされた場合には、恣意的な解雇に該当することを認めた、と報じられている。裁判所で審理された事件では、雇用主が新しい従業員を会社内でより上位の職種に採用し、これを実質的に申立人に代えさせ、申立人を降格させた。申立人の雇用契約が解除されることはなかったものの、申立人は当該状況においては辞職するほかない、と考えた。

本件は、「恣意的解雇」の範疇に、他の法域において認められる擬制解雇に似た概念を持ち込むものである。擬制解雇とは、雇用主の契約違反に相当する行為により、従業員に予告なしで雇用契約を解除する権利が生じることを言う。

DFSAが新たな2012年市場法を制定

ドバイ金融サービス機構 (DFSA: Dubai Financial Services Authority) が管掌する2012年市場法が、今般制定され、2012年7月5日付で施行された。新たな2012年市場法は2004年市場法に取って代わるものであり、多くの重要な変更が盛り込まれている。

UAE中央銀行が銀行に対する新たな流動性規制を発表

UAE中央銀行は、2012年7月12日付で、銀行における流動性規制に関する通達30/2012号を発出した。これらの規制は、UAE内で営業する銀行において流動性リスクが健全に管理され、バーゼル銀行監督委員会の勧告や国際的なベスト・プラクティスに則ったものであることの確保を目的としています。

これらの規制は、2013年1月1日から2018年1月1日までの間に、段階的に施行される。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)